

株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の
選任等に関する連絡協議会報告書

2020 年 3 月 27 日

目 次

I. はじめに	1
II. IPOに係る監査事務所の選任等の現状と課題	2
(1) IPOに係る監査事務所の選任等の現状	2
(2) IPOに係る監査事務所の選任等に関する課題	3
III. IPOを目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備 ..	5
(1) 大手監査法人	5
(2) 準大手監査法人	5
(3) 中小監査事務所	6
(4) 日本公認会計士協会	7
(5) 証券会社	8
(6) ベンチャーキャピタル	9
(7) 取引所	9
IV. IPOを目指す企業に期待すること	10
V. おわりに	11

「IPOに係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」メンバー

2020年3月27日現在

日本公認会計士協会

監査法人

有限責任 あずさ監査法人
太陽有限責任監査法人
有限責任監査法人トーマツ
EY新日本有限責任監査法人
PwCあらた有限責任監査法人

日本ベンチャーキャピタル協会

ベンチャー企業関係者

上野 亨（株式会社うえる 代表取締役）
西江 肇司（株式会社ベクトル 代表取締役）
永見 世央（ラクスル株式会社 取締役CF0）

証券会社

大和証券株式会社
野村証券株式会社
株式会社SBI証券
SMBC日興証券株式会社

オブザーバー

株式会社 東京証券取引所
日本証券業協会

事務局

金融庁

（敬称略、五十音順）

※ 当連絡協議会においては、上記のメンバー等に加え、以下の参考人を招き、意見交換を実施した。

○ 第2回（2020年2月14日）

江戸川 泰路（江戸川公認会計士事務所 代表パートナー）

高田 佳和（PwC京都監査法人 パートナー）

松田 修一（早稲田大学 名誉教授）

宮崎 良一（ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役）

（敬称略、五十音順）

I. はじめに

イノベーションを促進しつつ、経済の改革を進めていくためには、数多くの新規・成長企業が力強く発展し、大きな飛躍を遂げていくことが不可欠である。そのためには、企業の成長プロセスに応じて必要な資金が適切に供給されるような環境整備が重要となる。新規・成長企業において、ベンチャーキャピタル等からの初期投資の出口戦略として、近年、M&A を含めた様々な手法が活用されるようになってきているが、日本においては株式新規上場（IPO）を目指す企業が米国等と比較して多い傾向にある。

こうした IPO を通じた新規・成長企業への資金供給が適切に行われるためには、企業が財務情報を適正に開示し、資本市場の信頼性を確保することが必要である。また、こうした企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指すうえでも、自らの財務状況を的確に把握し、株主・投資家等と対話することが重要である。

IPO に当たっては、取引所による上場審査の前提として、証券会社の引受審査のほか、監査事務所による会計監査が求められている。会計監査は、このような企業による財務状況の的確な把握と適正な開示を確保する極めて重要なインフラとなっている。

近年、IPO を目指す企業は増加傾向にある一方で、こうした企業が監査事務所との需給のミスマッチ等により、必要な監査を受けられなくなっているとの問題が指摘されている。こうした問題は、新規・成長企業の飛躍の阻害要因ともなりかねず、企業が成長プロセスに応じた適切な監査を受けることができる環境整備は喫緊の課題である。

他方で、監査品質の確保はすべての議論の根幹となるものであり、監査事務所において必要な人員や監査時間等を確保できないにも関わらず、監査を引き受けることで品質を低下させ、監査そのものの信頼性を損ねることがあってはならず、上記課題への対応と監査品質の確保を両立させていくことが求められている。

こうした問題意識から、金融庁は、「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」を設置し、2019 年 12 月から 3 回にわたり議論を行い、IPO に係る監査事務所の選任等に関する課題認識と対応策について関係者間で検討を行った。本報告書は、本連絡協議会における検討結果を取りまとめたものである。

Ⅱ. IPOに係る監査事務所の選任等の現状と課題

(1) IPOに係る監査事務所の選任等の現状

国内のIPO件数は、2000年には200件を超え、その後も年間120～190件で推移していた。2008年から2009年にかけて大幅に減少し、2009年に20件を割った後に増加に転じ、2015年に80件を超えて以降、年間80～90社で推移している。IPO企業の多くは東京に集中する一方、東京以外の地域の企業によるIPOも全体の3割程度存在している【図表1】。

IPOを目指す企業は、取引所による上場審査の要件として、直近2事業年度に係る財務諸表等について、日本公認会計士協会の登録を受けた「上場会社監査事務所」から、金融商品取引法第193条の2に準ずる監査（準金商法監査）等を受けることが求められている。

上場直前期の準金商法監査について監査事務所の規模別のシェア（件数ベース）をみると、大手監査法人¹が高く、概ね8割超で推移している【図表2】。ただし、大手監査法人内での法人ごとのシェアは変動しており、各法人の業務運営方針やIPO業務の状況の変化等が反映されているものと考えられる。

上場直前期以前も含めた準金商法監査の新規契約件数（大手・準大手監査法人分）を見ると、2015年323件に対して2019年401件と大幅に増加している。特に顕著な傾向として、2018年から2019年にかけて、大手監査法人の契約件数が2割弱減少（229件→191件）した一方、準大手監査法人²の契約件数が2割強増加（170件→210件）し、準大手監査法人が大手監査法人を上回る結果となっている。また、直近（2020年1月末）の契約件数の残高（1053件）の内訳は、大手監査法人が647件（61%）、準大手監査法人が406件（39%）となっている【図表3】。

日本公認会計士協会が実施したアンケートによれば、中小監査事務所（上場会社監査事務所名簿に掲載されている監査事務所のうち大手・準大手監査法人を除く122法人）の4分の1超がIPOを目指す企業の監査を受嘱する意向を示しており、その8割超が監査の受入体制の整備等のアドバイザー業務の受嘱の意向も併せて示している。

同アンケートでは、IPOを目指す企業の監査を受嘱する意向を示している中小監査事務所の3分の2について、IPO関連業務に関する問い合わせを実際に受けていることも明らかとなっている。その中で問合せから受嘱に至っていない理由として、同アンケート回答者の中には、既存監査業務のスケジュールとの重複や人材確保・報酬面の課題のほか、引受証券会社が大手監査法人を推す傾向があり、IPOを目指す企業の監査の経験がない監査法人や中小監査事務所

¹ 上場国内会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000人以上いる監査法人。本報告書では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

² 大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本報告書では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

を敬遠している等、証券会社側の要因を指摘している例が見られる。

引受証券会社別の IPO 企業の監査人の内訳（2016 年から 2019 年までの累計）を見ると、大手証券会社 4 社（野村、大和、SMBC 日興、みずほ）については、いずれも中小監査事務所の実績がある。監査人の規模別の内訳を見ると、大手証券会社 4 社については、大手監査法人が 85%、準大手監査法人が 13%、中小監査事務所が 3% であるのに対し、その他の証券会社については、それぞれ 72%、24%、5% となっている【図表 4】。

（２）IPO に係る監査事務所の選任等に関する課題

日本における IPO に係る監査事務所の選任等に関する課題として、関係者より以下の指摘がなされている。

- ① 新規・成長企業の活躍に向けた環境整備が進み、IPO を目指す企業は増加傾向にある一方、4 年程前から監査法人が監査を引き受けなくなっている印象。監査法人を見つけるために首都圏以外の地域の監査法人に相談に行く企業もある。仮に企業が監査法人を見つけても証券会社が当該監査法人を認めないケースもある。実感としては、最初に大手監査法人、次に準大手監査法人と相談し、トータルで半年から 1 年程度かけて監査法人を探し回らなければならないほど厳しい状況にある。
- ② 監査法人による監査契約のハードルが高くなっていると認識。要因としては、i) 2015 年頃に問題となった IPO 企業の経営者による不適切取引や大企業の会計不正事案などを受けた監査手続の厳格化により、監査工数が増加していること、ii) 働き方改革、公認会計士のスタートアップ企業への転籍などにより、監査に必要な人員や監査時間の確保が難しくなっていることなどが考えられる。
- ③ 監査法人によるショートレビュー（IPO に向けた課題抽出を行うための短期調査）を受けた後、相当期間が経過した後に内部管理体制の整備の遅れ等を理由に監査契約を断られ、新規上場までのスケジュールが大幅に後ろ倒しになった事例もある。
- ④ IPO を目指す企業における内部管理体制の整備のタイミングについて、IPO を目指す企業と監査法人との間に認識のズレがある。ベンチャー企業側には、内部管理体制を整備してから監査法人に相談するという感覚はない。
- ⑤ IPO を目指す企業側が監査法人へ持ち込むタイミングが早すぎるケースもあると認識。また、上場による資金調達の必要性が必ずしも明らかではないような小規模の企業が、IPO を前提に監査法人に契約を持ち込むことにそもそも意義があるかという観点からも検討が必要。

- ⑥ 上場はしたものの、その後の成長が見られなくなっている企業があり、こうした企業が退出するメカニズムが確保されない限り、監査リソースがこうした企業に割かれてしまい、今後 IPO を目指す企業に監査リソースが適切に配分されない懸念がある。

Ⅲ. IPO を目指す企業に対する質の高い監査の提供に向けた環境整備

IPO を目指す企業に対し、質の高い監査が安定的に提供されるための環境を整備するため、監査法人、証券会社、ベンチャーキャピタル、取引所などの関係者は、Ⅱに記載の現状と課題についての認識を共有した上で、以下の取組みを行うことが期待される。

(1) 大手監査法人

新規・成長企業への適切なリスクマネー供給の前提となる会計監査において、現状、IPO 監査（上場直前期の準金商法監査）の約8割を占める大手監査法人には引き続き重要な機能の発揮が求められるとともに、公認会計士の人材育成の重要な一翼を担うことも期待されている。

こうした問題意識に基づき、大手監査法人は以下の取組みを行う。

- ① 資本市場の信頼性を確保し、新規・成長企業に必要な資金が適切に供給されるよう、質の高い監査の提供を通じて必要な機能発揮を果たしていく。その前提として、IPO を目指す企業の監査について、必要なリソースを適切に確保・配分するとともに、専門的知見やノウハウの蓄積・集約とその効果的な発揮、品質管理の向上に向けて、組織体制・人員配置のあり方を見直す。
- ② 新規・成長企業がその成長プロセスに応じた監査又はサポートを受けられるよう、各監査法人において相談窓口の設置・明確化を図る。また、監査を受嘱しない場合には、その理由を企業に説明するとともに、適切なフォローアップを行う等、企業の成長の道筋が閉ざされないよう取り組む。特に大手監査法人には、様々な規模・業種の新規・成長企業についての監査や IPO 支援業務に関する専門的知見やノウハウが蓄積されていることも踏まえ、内部管理体制の構築をはじめとする企業の様々な取組みをサポートすることなどが考えられる。
- ③ 日本公認会計士協会との連携の下、IPO を目指す企業の監査について蓄積した専門的知見やノウハウについて、監査法人内はもとより他の公認会計士とも可能な限り共有を図る等、IPO を目指す企業の監査の担い手の裾野を広げるための施策を講じる。

(2) 準大手監査法人

近年、IPO を目指す企業の監査について、大手監査法人が受嘱せずに準大手監査法人が受嘱する件数が増加傾向にある。こうした中、準大手監査法人においては、限られた人員を最大限活用すべく、組織体制・人員配置の見直しを進めているところもある。

準大手監査法人においては、今後とも IPO を目指す企業に質の高い監査を持

継続的に提供できるよう、以下の取組みを行う。

- ① IPO を目指す企業に質の高い監査を持続的に提供できるよう、大手監査法人と同様、専門的知見やノウハウの蓄積・集約とその効果的な発揮、品質管理の向上に向けて、組織体制・人員配置のあり方を見直し、企業に対する適切なフォローアップ等に努める。
- ② 他の監査法人や独立開業の公認会計士との間で以下の連携・役割分担を図る。
 - IPO を目指す企業がその成長ステージにおいて必要な体制整備を行い、適切なタイミングで監査を受けることが出来るよう、独立性の確保を前提としつつ、監査証明業務又は監査の受入体制の整備等のアドバイザー業務の提供について、他の監査法人又はIPO支援事業者との適切な連携・役割分担を図る。
 - 大手・準大手監査法人において IPO を目指す企業又は上場企業の監査の経験を有するなど、必要な専門的知見やノウハウを有している「独立開業の公認会計士」（大手・準大手監査法人の退職者など）と連携することにより、必要なリソースの確保を図る。

（3）中小監査事務所

上場会社監査事務所名簿に掲載されている中小監査事務所については、日本公認会計士協会の品質管理レビューを通じて品質管理体制の確認がなされており、今後、IPO を目指す企業の監査の担い手となることが期待される。時価総額が一定規模を超えるユニコーンや、海外子会社の重要性が高い企業については、多数の公認会計士を擁し、グローバル・ネットワークとの提携関係を有する大手・準大手監査法人の関与が必要と考えられる一方、それ以外の企業については、その規模や成長ステージに応じ、中小監査事務所も質の高い監査を提供できる担い手として相応の役割を果たしていくことが可能と考えられる。また、IPO を目指す企業の監査の担い手となる新たな監査事務所の創設などにより、独立開業の公認会計士等の専門的知見やノウハウが発揮される機会が増えていくことも期待される。

こうした問題認識を踏まえ、中小監査事務所について以下の対応を図る。

- ① 日本公認会計士協会において、IPO を目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストを作成するとともに、その品質管理体制の概要を含め広く公表し、証券会社その他の関係者と共有する。
- ② IPO を目指す企業の監査の新たな担い手となる中小監査事務所は、専門的知見やノウハウの蓄積・集約とその効果的な発揮、品質管理の向上に向けた体制整備を行う。また、上記（2）②記載のとおり、他の監査法人や独立開業の公認会計士との間で必要な連携等を図る。

(4) 日本公認会計士協会

公認会計士には、高い専門性を有する職業専門家として、財務書類の監査について独占的な地位が与えられており、日本公認会計士協会は、こうした公認会計士の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講じる役割を担っていることに照らせば、その果たすべき役割は重要である。こうした点を踏まえ、上記(1)から(3)までの取組みが着実に実施されることを確保すべく、以下の取組みを実施する等、所要の対応を行う。

- ① 中小監査事務所が IPO を目指す企業の監査の新たな担い手となるために、以下の取組みを着実に実施する。
 - IPO を目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストの作成・公表を行う(上記(3)①参照)とともに、当該リストの一覧性や利便性の向上、当該リストに掲載される中小監査事務所の品質確保に向けた指導監督機能を発揮する。
 - 中小監査事務所の品質確保の一環として、IPO を目指す企業の監査について大手監査法人が蓄積した専門的知見やノウハウの共有を図る(上記(1)③参照)。
 - 上記の中小監査事務所のリストをもとに、中小監査事務所と IPO を目指す企業、証券会社、ベンチャーキャピタルなどの関係者が、相互に知見や課題を共有して対話を行う場を設定するなど、多面的で実効性のある取組みを実施する。

- ② 独立開業の公認会計士については、上記(2)②記載のとおり、IPO を目指す企業の監査に必要な専門的知見やノウハウを監査の現場で十分に発揮できるよう、監査法人との連携等の必要なネットワーク構築に向けた取組みをサポートする。特にアーリーステージの企業について、社内管理体制の構築をはじめとする IPO 支援に独立開業の公認会計士が積極的に関与できるよう、全国各地の地域会との連携の下、独立開業の公認会計士のネットワークを構築する。

- ③ 日本公認会計士協会は、IPO を目指す企業が会計監査を受ける前に準備すべきポイントなどを整理した「新規上場のための事前準備ガイドブック」を2012年に公表しているが、近年、様々な成長ステージにある企業が IPO を目指す傾向が強まっている状況を踏まえ、こうした企業が成長ステージに応じて必要な監査その他のサポートを受けるための有用なツールとなるよう、必要な改訂を行い、関係者への周知を図る。また、ガイドブックには、監査法人が監査を受嘱しない場合にはその理由を企業に説明するとともに、適切なフォローアップを行うこと(上記(1)②参照)を明記する。

(5) 証券会社

上場会社には、必要な社内体制を整備し、企業情報を適切に開示する等、多数の投資家の投資対象となるための責任を果たすことが求められる。このため、IPO に当たっては、企業が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か等の観点から、引受証券会社による公開指導及び引受審査が行われる。引受審査項目には、公開適格性、企業経営の健全性及び独立性、事業継続体制、コーポレート・ガバナンス及び内部管理態勢の状況、財政状態及び経営成績、業績の見通し、調達する資金の使途、企業内容等の適正な開示等が含まれている。また、引受証券会社が企業の財務情報の内容が適切であることを確認する際には、必要に応じて監査人から聴取を行うこと等が求められている。

引受証券会社については、上記Ⅱ（1）記載のとおり、IPO を目指す企業の監査人として大手監査法人を推す傾向がある等の指摘がなされている。この点に関し、上記（3）記載のとおり、今後は中小監査事務所の活用も期待される。

以上の問題意識を踏まえ、引受証券会社及び日本証券業協会は以下の取組みを行う。

- ① 引受証券会社は、企業が選任した監査人と適切な連携を図りながら、公開指導及び引受審査を行う。仮に引受証券会社が IPO を目指す企業の監査人について規模等により一定の制約を課す場合には、その内容及び理由をあらかじめ公表するとともに、個別案件において企業が選任した監査人の交代を求める場合には、企業にその理由を説明する等、プロセスの透明性を確保する。
- ② 日本公認会計士協会が作成・公表する IPO を目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストを踏まえ、中小監査事務所と IPO を目指す企業、ベンチャーキャピタルなどの関係者と相互に知見や課題を共有し、対話を行う場に参加（（4）①参照）することにより、新たな担い手となる中小監査事務所を紹介するなど、企業による監査人の選任が円滑に行われるよう主体的な取組みを行う。
- ③ 日本公認会計士協会との連携の下、公開指導及び引受審査において引受証券会社が蓄積した専門的知見やノウハウのうち監査人にとっても有用と認められるものについて、監査事務所と共有を図ることを通じ、IPO を目指す企業の監査の担い手の資質向上をサポートする。
- ④ 日本証券業協会は、引受証券会社による上記の取組みの着実な実施を確保するため、会員に対して取組み内容の周知を図るとともに、IPO を目指す企業による監査人の選任について、関係者とともに引受証券会社の対応状況のフォローアップを行う。

(6) ベンチャーキャピタル

ベンチャーキャピタルは、新規・成長企業に対する資金供給の主要な担い手であり、日本においても、近年、その役割は増大してきている。筆頭出資者であるリード・ベンチャーキャピタルは、通常、新規・成長企業の成長ステージに応じた増資戦略や上場支援などの資金調達・資本政策に関するものを中心に各種のハンズオン支援を行うことから、こうした企業の成長をサポートする知見や監査法人、証券会社その他の関係者とのネットワークを有している場合も多いと考えられる。

こうした点も踏まえ、ベンチャーキャピタルにおいては、自らの知見やネットワークを活用するとともに、上記(4)①に記載の対話の場に積極的に参加するなどの取組みを通じて、企業がその成長ステージに応じて必要な監査その他のサポートを受けることが可能となるよう、支援の充実を図る。

また、日本ベンチャーキャピタル協会は、IPO 関連のハンズオン支援の実績を豊富に有しているベンチャーキャピタルが、他のベンチャーキャピタルとノウハウの共有を図り、より多くのベンチャーキャピタルにおいて、上記支援の充実が図られるよう、情報交換の場の設定などの取組みを行う。

(7) 取引所

取引所には、その運営する市場において、上場会社や新規・成長企業の持続的な成長と企業価値向上の動機付けがなされ、内外の投資家にとって魅力あふれるものとなるよう、上場審査その他の機能発揮が求められる。新規・成長企業の出口戦略として、近年、M&A を含めた様々な手法が活用されるようになっているが、日本においては IPO を目指す企業が相対的に多く、IPO を通じて新規・成長企業に必要な資金が適切に供給されるメカニズムは引き続き重要な位置づけを占めている。

以上の問題意識を踏まえ、取引所は以下の取組みを行う。

- ① 取引所による上場審査において、IPO を目指す企業の監査の担い手となる監査事務所に期待することは、規模の大小ではなく監査品質の確保及びその向上であることを改めて周知する。
- ② 取引所は、IPO を目指す企業、証券会社、監査事務所等の IPO 関係者を対象に、取引所の上場審査の考え方や手続を解説した「新規上場ガイドブック」を公表しているほか、取引所の上場審査の結果、IPO が認められなかった事由についても公表を行っている。今後とも、取引所が IPO を目指す企業に求めること、IPO が認められなかった企業には何が足りなかったのか等について、IPO の支援活動を通じて継続的に周知を図っていく。

IV. IPO を目指す企業に期待すること

新規・成長企業の中には、技術やアイデアを事業化・収益化する CFO（最高財務責任者）的な人材が不足していることが多い、との指摘がある。この点に関しては、近年、大手監査法人で一定の経験を積んだ公認会計士が企業内で活躍する場面が増えてきている。新規・成長企業は、その成長ステージに応じて、必要な内部管理体制を適切に構築していくことが重要であり、経営者は、専門的知見を有する公認会計士を積極的に活用していくことが望まれる。

さらに、IPO を目指す企業においては、今後、多数の投資家の投資対象となる上場企業として、必要な内部管理体制を構築した上で、企業情報の適切な開示等を通じ、投資家から集めた資金をどのように活用して事業を行なっているかについての説明責任（アカウンタビリティ）を将来にわたり継続的に果たしていく責務を負うことの認識を深めていくことが重要である。同様に、上場準備期間の監査や証券会社の引受審査は、単なる数字や形式のチェックではなく、経営者の資質、企業カルチャーも含めた企業経営の健全性、事業内容等を独立第三者の立場で検証し、将来にわたって投資家の期待に応えられる企業となるための土台を固める重要なプロセスであるとの理解の共有が重要である。

IPO を目指す企業においては、その目指す成長スピードを実現しつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図られるよう、監査法人や証券会社との対話を深め、上場準備その他の必要な対応を図っていくことが求められる。監査事務所や証券会社においても、新規・成長企業がそのモメンタムを失うことなく、その能力に見合ったスピードで成長を遂げることができるよう、持ち得る専門的知見を発揮していくことが望まれる。また、一部の大手監査法人において、起業家を支援するための仕組みが構築されており、こうした取組みの更なる進展が望まれる。

以上の点を前提として、IPO を目指す企業が具体的にどのタイミングでどのような対応をすべきかについて、基本的な理解を共有できるような仕組みの構築が求められる。上記Ⅲ（４）③記載の日本公認会計士協会によるガイドブックの改訂・周知と併せて、必要な対応が図られることが望ましい。その際、今後、IPO を目指す企業においては、

- （i） 監査法人の限られたリソースを有効活用すべく、決算期を現行の多くの上場企業と異なる時期とする、
 - （ii） 決算期から株主総会までの期間を見直し、有価証券報告書を株主総会前に提出することにより、株主・投資家に対する情報提供の一層の充実を図る、
- といった独自の取組みの検討も期待される。

V. おわりに

新規・成長企業がその成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができるための環境整備を進めるに当たっては、監査事務所のみならず、証券会社、ベンチャーキャピタル、取引所などの関係者が、その必要性についての理解を共有した上で、課題解決を図っていく必要がある。特に、IPOを目指す企業に係る監査事務所の選定等のプロセスには、複数の関係者が様々な形態で関与していることから、こうした関係者間で情報の非対称性の解消を図っていくことは重要な課題である。

金融庁には、関係者における上記Ⅲ記載の取組みの実施状況をフォローアップし、今後とも、必要に応じて本連絡協議会を開催する等の対応を行うことが求められる。

【図表1】 国内 IPO 件数

	2015	2016	2017	2018	2019
市場第一部	8	8	11	7	1
市場第二部	9	5	8	5	11
マザーズ	61	54	49	63	63
JASDAQ	11	14	18	14	6
東証合計	89	81	86	89	81
うち東京以外	25	26	27	26	20
東証以外への上場	3	2	3	1	4
合計	92	83	89	90	85

(注) 東証と他市場への同時上場の場合は東証の実績として集計。
TOKYO PRO Market への上場を除く。

【図表2】 IPO 企業の上場時の監査事務所の内訳

	2015	2016	2017	2018	2019
EY 新日本	26	28	25	29	22
トーマツ	23	23	28	21	21
あずさ	22	13	16	25	19
PwC あらた	3	3	1	3	4
大手合計	74 (80%)	67 (81%)	70 (79%)	78 (87%)	66 (78%)
太陽	6	9	6	7	8
東陽	5	2	3	1	0
三優	3	3	3	1	4
PwC 京都	1	0	0	1	1
仰星	0	2	1	0	2
準大手合計	15 (16%)	16 (19%)	13 (15%)	10 (11%)	15 (16%)
中小	3	0	6	2	4
合計	92	83	89	90	85

(注) 合併前の優成の実績も太陽の実績として集計。

【図表3】 IPO を目指す企業との準金商法監査契約の件数

	(監査法人規模別)					契約件数
	新規契約件数(年間)					(残高)
	2015	2016	2017	2018	2019	2020/1 末
大手合計	265 (82%)	220 (77%)	235 (69%)	229 (57%)	191 (48%)	647 (61%)
準大手合計	58 (18%)	67 (23%)	105 (31%)	170 (43%)	210 (52%)	406 (39%)
大手・準大手合計	323	287	340	399	401	1053

【図表4】 引受証券会社別の準金商法監査(上場直前期)の監査人の内訳

	大手監査法人		準大手監査法人		中小監査事務所	合計
大手証券会社4社合計	295	(85%)	44	(13%)	9 (3%)	348
その他の証券会社合計	73	(72%)	24	(24%)	5 (5%)	102
合計	368	(82%)	68	(15%)	14 (3%)	450

(注) 2016年から2019年までの累計。引受証券会社が複数の場合があるため、IPO件数の合計値とは一致しない。